第 I 章 全体構想

- Ⅰ-1 都市づくりの目標と将来都市像
- I-2 分野別の基本方針



第 | 章 全体構想

Ⅰ-1 都市づくりの目標と将来都市像

1 都市づくりの目標

(1)将来都市像

人口減少や少子高齢化の進行、経済活動の停滞、市民の価値観の多様化、限られた財政事情など、 本市を取り巻く社会情勢は変化し続けています。

千葉県の東端に位置する本市は、こうした状況に適切に対応していくだけでなく、銚子連絡道路の整備や圏央道の全線開通、成田空港との近接性などの広域交通条件を活かすとともに、東京オリンピック・パラリンピックによる海外からの観光客の誘致・PR も踏まえ、地域固有の観光資源や自然資源を活用した交流・連携による都市づくりが重要となっています。

また、限られた財源の中で都市づくりを進めていくためには、市民が主体となった協働によるまちづくりを適切に展開していくことが必要となっています。

「銚子市都市計画マスタープラン」における将来都市像は、銚子市総合計画「銚子ルネッサンス 2025」の基本構想に掲げる将来像「ひとがときめき 海がきらめき 未来輝く都市(まち)」を実現し、本市を取り巻く社会情勢の変化や本市の現状と特性、市民意向調査結果を踏まえ次のように設定します。

【将来都市像】

「ひと・まち・うみか多彩な交流をはぐくむ元気なまち(銚子」

※銚子ルネッサンス 2025 基本構想 (将来像) 「ひとがときめき 海がきらめき 未来輝く都市 (まち)」



"ひと"とは

本市への誇りと愛着をもった住民同士の多様な交流 や住民相互の支えあいや助けあいとともに、住民が主体 となって協働によるまちづくりに取り組むひとたちを イメージします。

"まち"とは

「銚子に住みたい」「銚子で働きたい」という人たちが、「愛着」「生きがい」をもって暮らせるとともに、都市環境が整備され各分野で交流・連携が活発で満足度の高いまちをイメージします。

"うみ"とは

三方を水に囲まれた、引き継ぐ銚子の美しい自然を表し、また海により拓けた銚子をイメージします。

※これらによって、産業や文化・芸術など、さまざまな分野で交流と連携が進み、東総地域を牽引する銚子市をイメージします。

【参考】「銚子ルネッサンス 2025」基本構想

将来像	ひとがときめき 海がきらめき 未来輝く都市(まち)				
(目標人口)	平成37年(2025年)人口 78,000人				
	平成37年(2025年)交流人口 5,000,000人				
都市づくりの理念	1 <u>人と自然にやさしい</u> まち				
	2 <u>歴史と文化を大切</u> にするまち				
	3 <u>いきいきと活動</u> できるまち				
施策の大綱	1 安心とふれあい の暮らしづくり				
	2 自ら学ぶこころ <u>豊かな</u> 人づくり				
	3 <u>活力</u> のある 伸びゆく産業 づくり				
	4 <u>うるおい</u> のある 快適な環境 づくり				
	5 機能的で <u>魅力ある都市</u> づくり				
土地利用	◆都市的土地利用				
	市街地は、 <u>商業・業務機能の集積と街路や公園の整備</u> などを図り、 <u>風格と魅力のあるまち</u>				
	<u>並みづくり</u> を進めます。				
	住宅地域 では、地域の特性を生かしたうるおいのある景観形成などにより 住みやすい居住				
	環境 をつくります。				
	工業用地、流通業務用地、港湾については、産業構造や物流機能の変化に的確に対応しな				
	がら産業の活性化につながる適切な配置を進め、緑化など環境との調和に配慮した土地利用				
	をめざします。				
	◆自然的土地利用 海岸の利用川みどの自然公園区は、国み地区のナクわれ自然も伝わって、 東小なるスタ リン				
	<u>海岸や利根川</u> などの自然公園区域、風致地区のすぐれた自然を守り育て、 <u>豊かでうるおい</u> のある自然景観づくり に努めます。				
	めめる自然泉観じくり に劣めます。 潮害防備、防風などの機能を持つ保安林を保全し、自然災害を防ぎ、緑豊かな景観をつく				
	例音的順、的風などの機能を行う床女杯を床主し、自然及音を防さ、縁息がな景戦を ラマー りだします。また、 台地に広がる森林や緑地の保護と育成 に努め、森林の持つ多様な機能を				
	生かしていきます。				
	土パ しくく さよう。 農地は生産基盤として整備を進め、 優良農地の保全と活用 を図ります。また、遊休農地に				
	一				
	あう空間として活用します。				
	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				

【参考: 将来人口の推計分析 (H24)】

推計人口 ○2025 年:	: 53,684人 〇2035年: 42,264	人
---------------	--------------------------	---

※本市では、今後。将来人口を含めた総合計画全般の見直しをすることとしています。

(2)都市づくりの目標

「将来都市像」の理念を踏まえ、都市づくりの目標を次のとおり設定します。

目標1:多彩な機能を活かした交流・連携による活力と魅力があふれる都市づくり

拠点形成

既存の産業集積、豊かな農業・漁業・観光資源や自然・歴史・文化を活かした地域振興を推進するとともに、広域交通軸を活かした新たな活力の創造や首都圏との交流・連携による賑わいを生みだす都市づくりを目指します。

- 〇既存集積を活かした産業(商業・工業・農業・漁業・観光)の維持・活性化、拠点づくり
- ○豊かな観光資源、学術・文化施設を活かした拠点づくり
- ○市内の拠点と周辺都市との連携強化
- ○国道 126 号・356 号等の沿道における新たな活力づくり
- ○銚子連絡道路を活かした周辺都市との交流・連携の促進
- ○魅力ある都市交流核(中心市街地)、都市景観の創出
- ○自然景観を保全・活用した拠点づくり など

目標2:愛着をもって誰もが快適に暮らし続けられる安全安心な都市づくり

定住促進

市内に住む誰もが、快適な環境のなかで、安全安心に暮らし続けられる都市づくりを目指します。

- ○安全で快適に移動できる道路空間の整備
- ○市街地の有効活用、身近な公園、下水道などの居住環境の整備推進
- ○交通サービスの維持・充実
- ○施設整備におけるユニバーサルデザインへの対応
- ○河川、海岸の堤防の整備、促進
- ○施設の耐震化、狭隘道路の改善、災害時における避難路・避難施設の整備、危機管理体制の強化などによる防災対策の推進 など

目 標3:豊かな自然・観光資源等と調和した個性ある都市づくり

地域資源 の活用 本市の特性である海岸・河川・緑地などの自然資源や農地などの生産環境、歴史資産を保全・活用し、これら資源と調和した都市づくりを目指します。

- ○海岸や河川、緑地の自然と農業・漁業の恵みを活かした魅力づくり
- ○観光資源や自然資源、歴史資産とふれあう散策・回遊ルートの整備
- ○緑化等に配慮した道路・公園・公共施設等の整備
- ○良好な農業・漁業生産環境の保全・整備
- ○地球環境への負荷の軽減
- ○歴史資産を活かした個性あるまちづくり など

目 標4:協働によるまちづくり

協働 の推進 多くのひとが地域のまちづくりに参加し、住民・企業(NPO)・大学・行政がそれぞれの役割を果たしながら協働に取り組み、多様なニーズへの対応や誇りのもてるまちづくりを目指します。

○地域主体となるまちづくり活動への支援体制の整備

○まちづくり活動への住民・企業 (NPO)・大学・行政の参加の促進 など

(3)分野別の施策の方針

「都市づくりの目標」を実現するために、5つの分野別に「基本方針」を定め、それに沿って「分野別の基本方針」を次のように設定します。

将来都市像

『ひと・まち・うみが

多彩な交流をはぐくむ元気なまち 銚子』



【都市づくりの目標】

◆目標1

多彩な機能を活かした交流・連携による活力と魅力 があふれる都市づくり

既存の産業集積、豊かな農業・漁業・観光資源や 自然・歴史・文化を活かした地域振興を推進すると ともに、広域交通軸を活かした新たな活力の創造や 首都圏との交流・連携による賑わいを生みだす都 市づくりを目指します。

◆目標2

愛着をもって誰もが快適に暮らし続けられる安全安 心な都市づくり

市内に住む誰もが、快適な環境のなかで、安全安心に暮らし続けられる都市づくりを目指します。

◆目標3

豊かな自然・観光資源等と調和した個性ある都市づ くり

本市の特性である海岸・河川・緑地などの自然資源や農地などの生産環境、歴史資産を保全・活用し、これら資源と調和した都市づくりを目指します。

◆目標4

協働によるまちづくり

多くのひとが地域のまちづくりに参加し、住民・企業(NPO)・大学・行政がそれぞれの役割を果たしながら協働に取り組み、多様なニーズへの対応や誇りのもてるまちづくりを目指します。

【分野別の基本方針】

◆土地利用

まちの賑わいを育み、人や自然 にやさしいコンパクトな都市構造 への展開と地域特性を活かした 土地利用の推進

◆都市施設

活力ある都市活動を支え、快適 で暮らしやすいまちを実現する都 市施設の整備

(道路・交通、公園・緑地等)

◆都市環境

安全・安心・快適に暮らせるまち づくり

(防災・防犯、下水道等)

◆自然・歴史環境

自然や歴史と共生した美しく愛 着のもてるふるさとづくり

(海岸・河川・緑地・歴史資源等)

◆中心市街地活性化

・都市景観形成

活力あるまちづくりを牽引する都 市交流核(中心市街地)づくりと 個性を活かした景観づくり

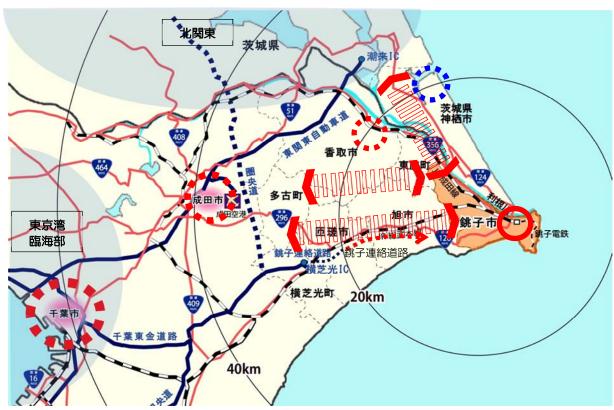
2 将来都市構造

(1) 将来都市構造(グランドデザイン)の基本的考え方

将来の都市構造(グランドデザイン)とは、社会情勢の変化や広域的な位置づけ、都市づくりの主要課題への対応を踏まえ、本市の目指すべき都市の将来像や都市づくりの目標の達成を目指して、市全体の特性や骨格を概念的に表すものです。具体的には、本市の様々な都市機能の中心的役割を果たす「核・拠点」、これらの拠点や周辺市を結ぶ「軸」、その地域特性にあわせた土地利用の方向を示す「ゾーン」の3つの要素を基本に将来都市構造を描くものとします。

本市は、江戸と東北地方を結ぶ水運の拠点として発展し、その発展がもたらした長い歴史と伝統文化に育まれながら、農業、漁業、水産加工業、醤油醸造業、観光業などバランスよく発展してきましたが、時代の変遷の中で、人口の減少や経済活動の停滞が顕在化しつつあります。

このため、本市の将来都市構造(グランドデザイン)は、既存の都市集積を活かしつつ、市街地 (用途地域)内では、都市としての産業拠点や観光拠点の形成、良好な居住環境の整備により、魅力ある市街地環境整備を進めて人口減少の抑制や移住・交流の促進を図るとともに、市街地以外の 区域(用途地域外)では、優良農地や自然資源の保全を基本として、銚子連絡道路等の開発インパクトを有効に活用した交流拠点などの形成を図っていき、これら土地利用が連携した持続可能な都市構造を骨格とします。



《首都圏における銚子市の位置と連携方向》

(2) 将来都市構造の要素

「核・拠点」

都市活動や産業活動、文化芸術活動などの中心となり、まちの活力や賑わいを生み出し、多くの人や物が集まり交流・連携を進める地区を都市づくりの「核・拠点」として位置づけます。

「核・拠点」

- ①都市交流核
- ②広域交流拠点
- ③産業交流拠点
- 4 観光交流拠点
- ⑤学術・文化芸術交流拠点

「軸」

周辺都市や市内の地域間を結びつけるとともに 産業活動や住民生活を支え、本市の骨格を示す 道路や土地利用の誘導に重要な役割を果たす道路網を「軸」として位置づけます。また、潤いと安らぎを与えてくれる河川や快適に歩ける歩行者・自転車空間についても「ネットワーク」として位置づけます。

「軸」

- ①広域連携軸
- ②都市内連携軸
- ③水と緑のネットワーク

「ゾーン」

現在の市街地形成や将来の計画的な土地利用 の規制・誘導を踏まえ、それぞれの地域の特性 や「核・拠点」「軸」との配置に適応した土地 利用形成を「ゾーン」として位置づけます。

「ゾーン」

- ①産業・業務系市街地ゾーン
- ②住居系市街地ゾーン
- ③農業・集落地ゾーン
- 4級地ゾーン

(3) 構造要素の配置方針

■「核・拠点」の形成

①都市交流核(中心市街地)

主要な交通軸である国道 126 号と 356 号交差点から、県道外川港線馬場町交差周辺の JR 銚子駅を含む商業施設や公共施設の集積する地域を「都市交流核」として位置づけ、本市の顔として商業・業務・サービス系の土地利用を誘導し、市内観光の玄関口としての拠点都市機能の集積を図ります。

②広域交流拠点

本市の南部に位置する国道 126 号沿いの三崎地区周辺を「広域交流拠点」と位置づけ、周辺環境と調和を図りながら、その地理的優位性を活かし、市外からも多くの人々を惹きつける、広域的な商圏を対象とした商業施設の集積を促進します。

③産業交流拠点

本市の基幹産業である醤油工場、銚子漁港及び周辺の水産加工施設、小浜工業団地、JA グリーンホーム銚子周辺を「産業交流拠点」として位置づけ、今後も産業機能の核として、さらなる産業の誘致と利便性の高い操業環境の保全と育成を図ります。

4 観光交流拠点

銚子ポートタワー・ウォッセ 21 周辺、海鹿島から犬吠埼・長崎への海岸線、地球の丸く見える丘展望館から銚子マリーナ・屏風ケ浦へ至る一帯を「観光交流拠点」として位置づけ、観光施設の充実や銚子電鉄との連携、回遊性を促す歩行者・自転車ネットワークの充実を図り、さらなる観光交流機能の向上を図ります。

⑤学術·文化芸術交流拠点

銚子市青少年文化会館のある前宿町公園周辺、市民センター周辺、千葉科学大学周辺及び新国立劇場舞台美術センター資料館周辺を「学術・文化芸術交流拠点」として位置づけ、文化・芸術・教育機能の充実を図ります。

■「軸」の形成

①広域連携軸

千葉市・成田市、神栖市方面と連絡する広域的な交流・連携機能の役割を担う中心軸として、本市の骨格を形成する国道 124号・126号・356号とともに、広域営農団地農道、利根かもめ大橋(銚子波崎線)、主要地方道銚子海上線を「広域連携軸」として位置づけ、周辺都市との多様な交流・連携ならびに都市内の連携を強化するとともに、地域特性を踏まえた沿道土地利用の適正な規制・誘導を図ります。

また、銚子連絡道路の整備促進を図ります。

②都市内連接軸

広域連携軸を補完し、地域間の交流・連携強化、快適な移動環境の確保や広域連携軸との連絡機能を担う軸として、主要地方道4路線(県道銚子停車場線・県道銚子旭線・県道銚子海上線・県道多古笹本線)、一般県道5路線(県道飯岡猿田停車場線・県道飯岡松岸停車場線・県道外川港線・県道銚子公園線・県道愛宕山公園線)及び主要都市計画道路を位置づけ、地域の発展を図ります。

③水と緑のネットワーク

本市の北側を流れる利根川及び河川敷に広がる緑地、海岸沿いの県道・公園等を「水と緑のネットワーク」として位置づけ、だれもが安全安心に歩いたり、自転車で巡ることのできるネットワークの形成を図ります。

■「ゾーン」の形成

①産業・業務系市街地ゾーン

都市交流核や大規模(醤油)工場、銚子漁港周辺地域を「産業・業務系市街地ソーン」として 位置づけ、産業の発展と雇用の促進を目指し、本市の業務系機能の中心地区と産業の基幹地区と しての土地利用を図ります。また、高齢者などが暮らせるまちなか居住環境も促進します。

②住宅系市街地ゾーン

都市的土地利用を促進する区域として、用途地域内の住宅地を「住居系市街地ゾーン」として 位置づけ、都市基盤整備の効率的な推進などにより、居住環境を向上させ、魅力ある市街地形成 を図ります。

市域南側の国道 126 号沿いの三崎地区の大規模商業施設周辺は、銚子連絡道路の開発インパクトを活用した広域交流拠点として、環境や今後の見通しを見極め、商業的土地利用を検討します。市域西部の豊里ニュータウン等の用途の無指定地域内の既存住宅地は、自然環境に恵まれた環境や住宅地として整備された基盤を活用し、より暮らしやすい居住環境づくりや定住人口の促進に向けて、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

また、地震に強い安全な居住環境の形成や人口密度等に応じた土地利用の見直しを検討します。

③農業・集落地ゾーン

市街地周辺に広がる豊かな農地や既存集落を「農業・集落地ゾーン」として位置づけ、優良な 農地を保全し、無秩序な市街化を抑制し、良好な農業環境と調和した集落地の居住環境の向上を 図ります。

④緑地ゾーン

市域の北西から南西に広がる丘陵地を「緑地ゾーン」として位置づけ、保水機能や地球温暖化の抑制、自然景観の観点からも維持・保全を図ります。また、憩いを与える緑地空間として活用を図ります。

また、自然環境との調和を図りながら、自然エネルギー発電などの新たな産業の育成を図ります。

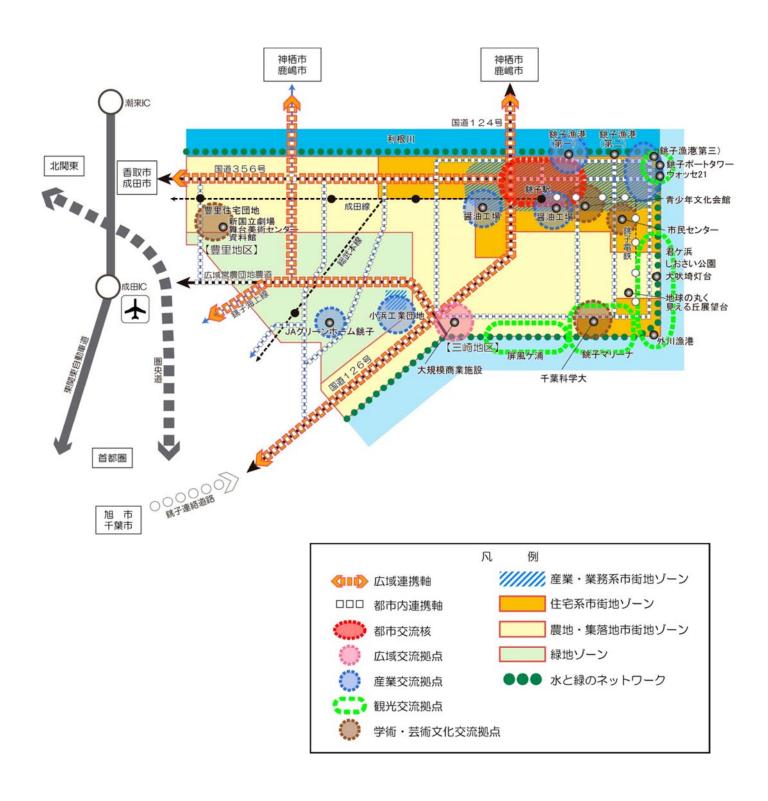


図 将来都市構造 (グランドデザイン)

Ⅰ-2 分野別の基本方針

分野別の基本方針は、都市づくりの目標や将来都市構造を踏まえた市全体に関する方針であり、 都市計画に係る基本的な方針として今後のまちづくりに反映されるものです。

【分野別施策の体系(方向)】

◆土地利用						
〔基本方針〕	〔施策の方針〕	〔施策の方向〕				
		①都市交流核(中心市街地)への都市機能集約及び各拠				
	1.都市の賑わいと活力を創出する	点の施設等の強化による交流・連携の促進				
	都市づくりの推進	②広域連携軸・都市内連携軸沿道の土地利用誘導				
まちの賑わいを育み、人や自然に		③農業・漁業の振興と新たな産業の創造				
やさしいコンパクトな都市構造へ	2.地域特性に応じた日常生活圏の	④既成市街地の良好な居住環境の誘導				
の展開と地域特性を活かした土地	土地利用の促進	⑤協働による地域まちづくりの体制づくり				
利用の推進	3.社会経済情勢やニーズに応じた	⑥地域特性に応じた適正な土地利用の誘導				
	土地利用への対応	⑦社会経済情勢の変化等に応じた土地利用の対応				
		⑧優良な自然環境の保全と活用				
	4.自然・観光資源の保全・活用 	◎観光資源を活用した地域振興				
◆都市施設(道路・交通、公園・緑						
〔基本方針〕	〔施策の方針〕	〔施策の方向〕				
	1.都市の活力や利便性を高めるバ	①広域交通網の機能強化				
	ランスのとれた交通網の構築	②拠点間と日常生活圏の交流・連携の強化				
なもちで加土な動を土を 暮らし		③公共交通網の維持(交通不便地域の解消)				
活力ある都市活動を支え、暮らし	2.人や環境にやさしい交通環境ブ	④歩行者・自転車空間の充実と人にやさしい移動環境の				
やすいまちを実現する都市施設の	くり	創出				
整備		⑤駐車・駐輪対策の充実				
	3.地域の特性を活かした魅力ある	⑥既存公園・緑地の整備管理と新たな公園・緑地の整備				
	公園・緑地づくり	⑦緑化の推進				
◆都市環境(防災・防犯、下水道等)					
〔基本方針〕	〔施策の方針〕	〔施策の方向〕				
		①災害に強い都市基盤の整備				
	1.災害に強いまちづくり	②日常生活圏における防災性の向上				
		③ライフラインの耐震化				
安全・安心・快適に暮らせるまち	○中心! マ草に出るせたべく!	④防犯に配慮したまちづくり				
づくり	2.安心して暮らせるまちづくり 	⑤交通安全に配慮したまちづくり				
	3.快適な都市環境・生活環境づく	⑥適正な下水環境の整備				
	් ර	⑦上水道・ごみ処理施設の整備				
	4.環境にやさしいまちづくり	⑧環境負荷の少ないまちづくり				
◆自然・歴史環境						
〔基本方針〕	〔施策の方針〕	〔施策の方向〕				
		①銚子らしい原風景である沿岸地域、河川地域の自然環				
	4 中収を中継環境・次海の収入と	境(緑地空間)の保全・継承と活用				
白然か歴中とサケーを美しく悪美	1.良好な自然環境・資源の保全と	②緑地・河川などの自然資源等の保全・活用				
自然や歴史と共生した美しく愛着 のもてるふるさとづくり	活用 	③水と緑のネットワーク				
のもでありるとこうくり		④ジオパーク				
	2.地域の特性を活かした歴史資産	⑤市民が誇れる歴史資産の保全と活用				
	の保全と活用					
◆中心市街地活性化・都市景観形成						
〔基本方針〕	〔施策の方針〕	〔施策の方向〕				
活力あるまちづくりを牽引する都市交流核(中心市街地)づくりと個性を活かした景観づくり	 1.都市交流核(中心市街地)にふ	①中心市街地の都市機能の強化				
	さわしい都市環境づくり	②都市交流核(中心市街地)にふさわしい市街地景観づ				
	C12 C4 1011 1011 1011 1011	くり				
	 2.地域の特性を活かした景観づく	③観光交流に活かす景観形成				
	と、地域の特性を治がした京観ライ	④日常生活圏における身近な景観づくり				
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	⑤景観への意識の醸成と景観形成のルールづくり				

1 十地利用

(1) 基本方針

銚子市は、飯沼観音の門前町、利根水運により栄え、漁業や醤油醸造の地として市街地が拡大し 発展してきました。

本市の土地利用は、こうした市街地が基礎となって銚子駅周辺や利根川沿いに市街地が形成され、河口周辺は水産加工施設が多く立地するとともに、東南部の海岸や利根川沿いの水郷筑波国定公園、西南部に広がる東総台地の農地や緑地により構成されています。

土地利用計画は、昭和 12 年に用途地域を定め、昭和 48 年に概ね現在の用途地域となっていますが、約 40 年が経過した中で、人口の減少や経済活動の停滞が顕在化しており、社会経済情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用の規制・誘導が必要となっています。

また、広域交通網や自然・観光資源を活用した交流・連携による賑わいと活力の拠点の創出や、 農業・漁業の生産環境や水郷筑波国定公園に指定された自然環境と調和したまちづくりが求められ ています。

このため、今後の本市の土地利用は、社会経済情勢などに応じた適正化を図るとともに、賑わいのあるまちに向け、既存の都市基盤などを活かし、豊かな自然環境を保全・活用することにより、活力ある人と自然にやさしいコンパクトな都市づくりを進めます。

具体的には、次のような、土地利用における「基本方針」、「施策の方針」を設定し、各施策を推進します。

■基本方針

まちの賑わいを育み、人や自然にやさしいコンパクトな都市構造への展開と 地域の特性を活かした土地利用の推進

〔施策の方針〕

- ① 都市の賑わいと活力を創出する都市づくりの推進
- ② 地域特性に応じた日常生活圏の土地利用の促進
- ③ 社会経済情勢やニーズに応じた土地利用への対応
- ④ 自然・観光資源の保全・活用

(2) 施策の方針

1)都市の賑わいと活力を創出する都市づくりの推進

施策の方向①:都市交流核(中心市街地)への都市機能の集約及び各拠点の施設等の強化 による交流・連携の促進

〇都市交流核(中心市街地)の強化・整備

・国道 126 号、国道 356 号の交差点から県道外川港線 馬場町交差点周辺の JR 銚子駅を含む地域に形成され た市街地は、本市の中心的な機能を担う地区として、 都市機能のさらなる集積による魅力の向上を図り、既 成市街地を有効に活用して商業の活性化や居住を促進 し、交流人口の拡大による賑わいのある魅力的な拠点 の創出に努めます。



銚子駅周辺

〇広域交流拠点の形成

・本市の南部、三崎地区に位置する国道 126 号沿いの大 規模商業施設周辺は、周辺環境と調和を図りながら、 その地理的優位性を活かし、広域商業機能を中心とし た新たな拠点機能の集積を促進します。



〇産業交流拠点の強化・整備

- ・本市の基幹産業である醤油醸造業、銚子漁港及び周辺の水産加工施設、小浜工業団地は、生産 環境の保全・整備に努めるとともに、雇用を促進して地域の活性化を図るため、地域特性に応 じた関連施設の導入に努めます。
- ・県道飯岡松岸停車場線沿いの JA グリーンホーム銚子周辺は、広域営農団地農道の整備による 広域交通条件を活かし、首都圏に対する農産物の供給基地としての集出荷機能の強化を図りま す。

○観光交流拠点の整備

・銚子ポートタワー・ウオッセ 21 周辺、海鹿島から犬 吠埼・長崎への海岸線、地球の丸く見える丘展望館か ら銚子マリーナ・屏風ケ浦へ至る一帯は、観光施設の 充実や銚子電鉄との連携、回遊性を促す歩行者・自転 車ネットワークの充実を図り、さらなる観光交流機能 の向上による地域の活性化を図ります。



○学術・文化芸術交流拠点の形成

・青少年文化会館のある前宿町公園周辺や市民センター 周辺、千葉科学大学周辺及び新国立劇場舞台美術セン ター資料館周辺は、既存の施設を有効に活用し、本市 の文化、教育、芸術活動などの多彩な交流機能を担う 地区として、機能の充実を図り、より利用しやすい環 境づくりと交流人口による地域の活性化に努めます。



施策の方向②:広域連携軸・都市内連携軸沿道の土地利用誘導

〇広域連携軸(国道 126 号・356 号等)

・国道等の広域連携軸の沿線は、都市交流核や各交流拠点などの賑わいや交流、周辺都市や市内 地域間の多様な連携を創出するため、集客力のある商業施設や広域的な業務施設の立地など、 周辺環境との調和を図りながら適正な土地利用を誘導します。

〇都市内連携軸(県道·都市計画道路等)

・主要地方道・一般県道等の沿線は、市内の地域間や各拠点間との連携を強化し、快適な移動環境を確保するため、沿道商業・業務系サービス施設の立地など、地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

施策の方向③:農業・漁業の振興と新たな産業の創造

○優良な農業生産環境の整備・保全

・利根川流域や丘陵地に広がる優良な農地は、生産環境の維持・保全に努めるとともに、首都圏への食糧供給基地としての生産力向上に向けた土地基盤整備や農地利用の集約化など経営基盤の強化を進めます。

○漁業環境の整備

- ・銚子漁港周辺は、大規模な流通・加工機能を兼ね備えた総合漁業基地として、卸売市場などの 生産環境の整備や黒生地区への水産加工関連産業の集積を図るとともに、観光等との連携によ り地域の活性化を図ります。
- ・外川漁港は、沿岸漁業の拠点港としての整備を促進するとともに、つり船などの観光資源を活用します。

○新たな産業の立地誘導

- ・農漁業を通じた食育や体験学習型の関連産業の誘導により、耕作放棄地の有効活用や地域産品の付加価値の向上、新たな雇用の創出など、交流機会の拡大による地域振興を推進します。
- ・洋上風力発電など、自然環境とバランスのとれたエネルギー産業などの育成を図るとともに、 周辺環境との調和に向けて、風力発電施設の設置可能地域の指定を進めます。

2) 地域特性に応じた日常生活圏の土地利用の促進

施策の方向④: 既成市街地の良好な居住環境の誘導

〇用途地域内の土地利用促進

- ・用途地域内の土地利用は、都市活動の維持・活性化、 居住環境の維持と定住人口の増加に向けて、用途に合った土地利用の推進と必要に応じた適正施設の整備・ 充実を図ります。
- ・市街地集積や都市基盤・生活環境施設を活かし、空き 店舗や工場跡地などの有効活用に努め、定住人口の増 加や居住環境の改善を図ります。



〇生活基盤未整備地区の居住環境の誘導

・都市基盤施設や生活環境施設が整っていない地区では、必要に応じた狭あい道路の解消やオープンスペースの確保などにより都市の防災性を高めるとともに、適正用途の立地誘導、緑化の推進、景観誘導などにより、良好な居住環境の維持・誘導を図ります。

施策の方向⑤:協働による地域まちづくりの体制づくり

○市民ニーズや地域資源・個性を活かしたまちづくりの推進

・市民の多様なニーズを踏まえて、地域の資源や個性を活かしたまちづくりを推進するため、市 民等との協働によるまちづくりの体制づくりや支援策の充実を図ります。

3) 社会経済情勢やニーズに応じた土地利用への対応

施策の方向⑥:地域特性に応じた適正な土地利用の誘導

〇適正な土地利用

- ・産業の変遷により、用途の指定などが現況の土地利用の実態と沿わない地域は、現況に沿った 用途などに見直すとともに、液状化などの災害の起こりやすい地域は、防災・減災に配慮した 土地利用への誘導を図ります。
- ・風致地区は、時代に即した適正な形成・保全を図り、自然公園地域と重複した用途地域は、自然と調和しながらも、有効な土地利用に向けて、地域の特性に応じた土地利用の適正化を図ります。

施策の方向⑦:社会経済情勢の変化に応じた土地利用への対応

〇住宅系土地利用の適正化

・居住状況の低い地域などは、将来の人口規模に応じた住宅系用途地域の見直しを図ります。また、用途の指定のない地域の既存住宅地は、用途の指定などにより、良好な居住環境の維持保

全を図ります。

〇産業業務系土地利用の誘導(産業機能の強化)

・銚子連絡道路や広域農道等の広域交通条件の整備を有効に活用し、首都圏への生産物供給基地としての関連産業や再生可能エネルギー産業等の誘導など、新たな産業系土地利用の検討を図ります。

4) 自然・観光資源の保全・活用

施策の方向⑧:優良な自然環境の保全と活用

〇自然環境の保全と活用

・河川緑地や海岸・水辺、丘陵地などの自然環境は、本市の魅力とやすらぎを生み出す空間として、引き続き保全を図るとともに、身近に自然と親しめる環境づくりに努めます。

施策の方向⑨:観光資源を活用した地域振興

○多様な観光資源の利用促進と地域振興

・ボランティア団体との連携・人材育成・PR 等による利用を推進し、地域の活性化や交流を図ります。



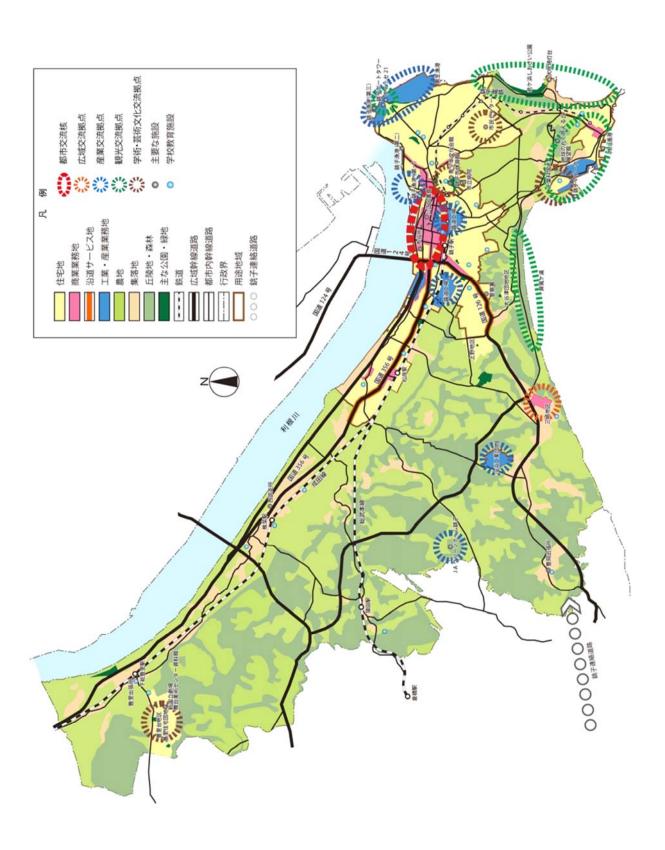


図 土地利用方針

2 都市施設(道路・交通、公園・緑地等)

(1) 基本方針

本市の都市施設としての道路・交通は、国道124号、国道126号・国道356号や広域農道、 JR 総武本線・成田線を骨格として、主要交通網が形成されています。

このうち、公共交通(鉄道・バス)の利用者は、ゆるやかな減少傾向にあり、市民の移動手段の 多くは自動車利用が主体となっています。

このため、本市の交通体系は、引き続き国道・広域農道等の広域連携軸による周辺都市との交流 や主要県道・都市計画道路等を中心とする都市内連携軸による市内相互の連携の強化を図るととも に、少子高齢化や安全安心な暮らしにも配慮し、公共交通機関の利用促進や歩行者・自転車の利便 性の向上を進め、誰もが快適で暮らしやすい交通体系づくりが必要となっています。

また、市民の快適な暮らしの向上を図るため、既存の公園・緑地の整備・管理に努めるとともに、 自然資源や地域資源を活かした魅力ある公園・緑地づくりによるやすらぎとうるおいのある空間を 創出し、人口減少や高齢化社会に対応した地域コミュニティ機能の維持、防災機能の強化に向けた 整備が求められています。

これら状況を踏まえ、今後の本市の都市施設は、既存の施設を有効に活用しつつ、市民生活の維持や快適性の向上に加え、より活発な市民活動を支える整備を目指します。

具体的には、次のような、都市施設における「基本方針」、「施策の方針」を設定し、各施策を推進します。

■基本方針

活力ある都市活動を支え、快適で暮らしやすいまちを実現する都市施設の整備

〔施策の方針〕

- ① 都市の活力や利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築
- ② 人や環境にやさしい交通環境づくり
- ③ 地域の特性を活かした魅力ある公園・緑地づくり

(2) 施策の方針

1) 都市の活力や利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築

施策の方向①:広域交通網の機能強化

〇銚子連絡道路

・地域高規格道路である銚子連絡道路は、首都圏及び千葉方面からのアクセス向上、国道 126 号 等の交通渋滞の緩和のため、整備促進と完全事業化の実現へ向けた対応を進めます。

〇広域幹線道路

・周辺の主要都市と本市を結ぶ国道や広域営農団地農道等 の広域幹線道路は、整備改良を推進し、交通渋滞の解消 や都市間の交流、連携の強化を図ります。

OJR 総武本線・成田線

・JR 総武本線・成田線は、運行ダイヤの改善等による利 便性の向上を促し、首都圏や周辺主要都市に対する移動 環境の維持・向上を図ります。



主要地方道銚子海上線

〇高速バス

・高速バスは、広域幹線道路を活用した高速バス路線の充 実を促すとともに、他の交通機関との連絡性を強化し、 主要都市とのアクセスと利便性の向上を図ります。



JR 総武本線

〔参考: 銚子市の道路分類〕

▶広域幹線道路

都市間や通過交通などの比較的長い移動交通を大量に処理する規格の高い道路で、地域高 規格道路、国道、広域営農団地農道等が該当します。機能としては、隣接市町との連絡や市 内の地域間の交通も受け持ちます。

- 地域高規格道路:銚子連絡道路
- ·国道:国道124号、国道126号、国道356号
- ・広域営農団地農道
- ・利根かもめ大橋(県道銚子波崎線)・主要地方道銚子海上線

◆都市内幹線道路

隣接市町との連絡や市内の地域間の交通を受け持つとともに、広域幹線道路相互の連絡を 受け持つ道路で、主要地方道、一般県道、都市計画道路(広域幹線道路以外)、主要な市道 が該当します。

- · 主要地方道: 銚子停車場線、銚子旭線、銚子海上線、多古笹本線
- ·一般県道:飯岡猿田停車場線、飯岡松岸停車場線、外川港線、銚子公園線、愛宕山公園 線
- ・都市計画道路
- ・主要市道

施策の方向②:拠点間と日常生活圏の交流・連携の強化

〇都市内幹線道路

- ・拠点間や日常生活圏を連携する主要地方道、一般県道や 都市計画道路、主要市道は、引き続き効率的な整備を図 り、交通の円滑化や利便性の向上に努めます。また、県 道愛宕山公園線(銚子ドーバーライン)や県道銚子公園 線等の整備促進により、銚子半島外周道路の連結を図り ます。
- ・長期間未整備な都市計画道路は、今後の社会経済情勢や交通量の予測などを踏まえ、路線の見直しを行います。



県道愛宕山公園線(銚子ドーバーライン)

〇銚子電気鉄道

・銚子電気鉄道は、地域や観光の移動手段として、運行ダイヤの改善や他の交通機関との連絡性の強化により、利便性やサービス水 準の向上を促します。

〇生活交通(路線バス)

・路線バスは、車を運転できない高齢者や児童・生徒などの日常生 活の重要な移動手段として、路線の保全に努めます。



銚子電気鉄道

2) 人や環境にやさしい交通環境づくり

施策の方向③:公共交通網の維持(交通不便地域の解消)

〇銚子電気鉄道・路線バスの効率的な維持

・銚子電気鉄道及び路線バスは、市民の日常生活の移動手段であるばかりでなく、環境にやさしい交通機関として路線の効率的な維持を図ります。また、JR線との連絡性と利便性の向上に努めます。

○新たな生活交通の導入

・バス路線が無い地域では、乗合タクシーやデマンド交通 等の導入検討を進め、生活交通対策の充実と交通空白地 域・交通不便地域の解消に努めます。



施策の方向④:歩行者・自転車空間の充実と人にやさしい移動環境の創出

〇拠点等における移動円滑化の推進

・各拠点地域や主要鉄道駅周辺、日常生活圏では、歩道の整備や段差解消等のバリアフリー化、 歩行者・自転車が快適に通行できる空間の整備、街路灯などの交通安全施設の整備を推進し、 安全で安心な移動環境づくりを進めます。

○歩行者・自転車ネットワークづくり

- ・都市交流核(中心市街地)や観光交流拠点では、まちなか歩き観光や観光施設相互を連絡する 歩行者・自転車道の整備を進めます。
- ・海岸や利根川沿いの歩道・自転車道の延伸整備を促進し、観光資源、自然資源等をより安全で 快適に回遊できる歩行者・自転車道のネットワーク形成を図ります。

施策の方向⑤:駐車・駐輪対策の充実

○公共交通と自動車・自転車交通との連携

・市街地や鉄道駅周辺では、駐車場・駐輪場の適正な配置や利便性の向上に努め、鉄道・高速バ ス・路線バスの利用を促し、公共交通と自動車・自転車交通との連携によるまちづくりを進め ます。

3) 地域の特性を活かした魅力ある公園・緑地づくり

施策の方向⑥:既存公園・緑地の整備管理と新たな公園・緑地の整備

○既存公園・緑地の維持・整備と新たな公園の整備

- ・既存の公園・緑地は、老朽化した遊具等の計画的な改修 により子供が安全・安心に遊べる憩いの場として管理し ていきます。また、防災やレクリエーションなどの多様 な機能を有する空間としても整備を推進します。
- ・未整備の都市計画公園は、社会経済情勢による周辺条件 の変化や地域ニーズなどを踏まえ、計画や位置の見直し を行います。
- ・地域バランスのとれた新たな公園・緑地の計画的な配置 と整備を進め、住民一人当たり都市公園等面積 10 ㎡以 上を目標に、都市施設の向上に努めます。

清川町第二公園

〇自然公園の維持・活用

・君ケ浜しおさい公園は、海と親しめる観光交流資源で あるとともに、犬吠埼の眺望景勝地として維持・活用 を図ります。



君ケ浜しおさい公園

施策の方向⑦:緑化の推進

〇緑地の維持管理と緑化の推進及び普及啓発

- ・緑地の保全及び緑化の推進に向けて、「緑の基本計画」を策定し、市域全域における公園・緑 地や緑地資源の保全・活用方向の検討を進めます。
- ・市民等との協働による緑化活動や美化活動を促進し、良好な都市環境の維持管理を図ります。

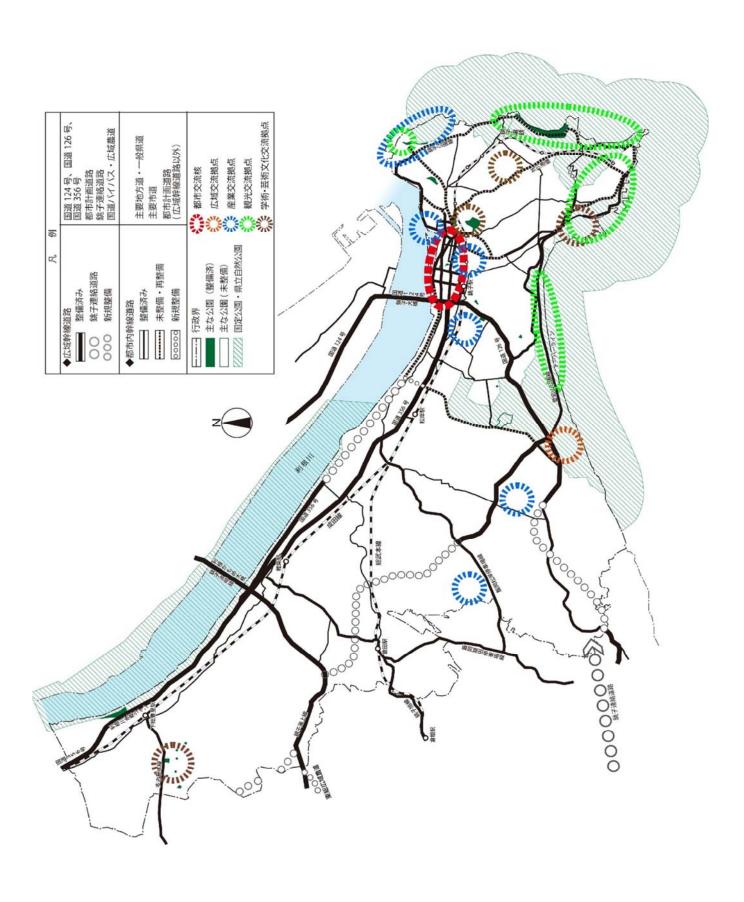


図 都市施設施策方針

3 都市環境(防災・防犯、下水道等)

(1) 基本方針

本市は、市民の安全で安心な暮らしに向けて、「地域防災計画」に基づく総合的な防災対策の実施、防犯対策、交通安全対策を進めてきました。また、質の高い生活環境の形成に向けた下水道等の整備も進めていますが、今後も継続的な施設整備が必要となっています。

防災面では、東日本大震災による被災教訓だけでなく、近年の集中的・局所的な豪雨の発生に備え、震災や風水害などに対する防災機能の強化を計画的に推進させた、災害に強いまちづくりが必要となっています。また、犯罪の多様化や交通事故などに対する市民意識の高まりに対し、防犯性や交通安全の向上が求められています。

一方、廃棄物の不法投棄などによる環境汚染は、本市でも例外ではなく、防止対策の強化とともに、ゴミの減量化やリサイクル活動などなど、地球温暖化対策や環境負荷の少ない社会への対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、今後の本市の都市環境は、引き続き自然環境との調和を図りながら、安全・安心に暮らせるまちづくりや、環境負荷の少ない都市環境づくりを図り、快適に暮らし続けられるまちづくりを目指します。

具体的には、次のような、都市環境における「基本方針」、「施策の方針」を設定し、各施策を推進します。

■基本方針

安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

〔施策の方針〕

- ① 災害に強いまちづくり
- ② 安心して暮らせるまちづくり
- ③ 快適な都市環境・生活環境づくり
- ④ 環境にやさしいまちづくり

(2) 施策の方針

1) 災害に強いまちづくり

施策の方向①:災害に強い都市基盤の整備

○防災を意識した都市基盤の整備

- ・地震(津波)や豪雨をはじめとする自然災害へ備え、河川堤防・海岸保全施設の整備による津 波対策を促進するとともに、中小河川整備や排水施設整備による水害対策を推進します。また、 急傾斜地崩壊危険区域の整備により、土砂災害の防止を図ります。
- ・震災等から住民を安全に保護するため、避難路、緊急輸送路、延焼遮断帯となる都市計画道路 や既存道路等の効率的な整備を進めます。あわせて、都市公園等の活用による避難場所の確保、 整備を図ります。

○防災拠点、救援・救護拠点の整備、機能強化

- ・市役所や消防署等は、救援・救護活動の拠点として、防 災機能の強化を図ります。また、周辺建築物の不燃化の 促進により、防火性の向上に努めます。
- ・広域交流拠点では、周辺地域からの避難機能とともに補 給機能の向上を図ります。



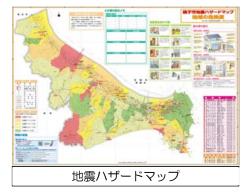
施策の方向②: 日常生活圏における防災性の向上

〇公共公益施設等の耐震性の向上・不燃化等

・市役所支所や学校等の公共公益施設は、災害時の避難場所や避難収容施設として耐震化・不燃 化を推進します。また、周辺の民間建築物の耐震性の向上とともに、ブロック塀などの耐震化 や生垣への誘導に努めます。

〇防災・減災機能の強化

- ・自然災害や火災等の大規模災害に対しては、「地域防災 計画」に基づき、市民と協働による総合的な防災対策を 引き続き実施します。
- ・災害時における安全な避難行動や被災の未然防止に努めるため、地震(津波)や水害など災害別のハザードマップの充実を図ります。



施策の方向③:ライフラインの耐震化

○ライフラインの耐震化の促進

・上下水道、電気、ガス、通信、道路(橋梁)などのライフラインは、震災等への被害軽減を図るため施設の耐震化を進めます。

2) 安心して暮らせるまちづくり

施策の方向④:防犯に配慮したまちづくり

○通学路等の防犯性の向上

・通学路等は、防犯灯などの設置を推進し、日常生活圏に おける防犯性の向上を図ります。

〇公園等の視認性の向上

・公園等では、外部からの視認性を考慮した植栽配置など に努め、防犯性の高いまちの創出を図ります。



施策の方向⑤:交通安全に配慮したまちづくり

○地域交通対策の推進

・交通事故の未然防止に向けて、商業地の駐車・駐輪対策や住宅地での通過交通の適正誘導、速度規制、狭あい道路の解消など、地域に応じた交通対策を進めます。

〇安全対策の推進

・歩行者などの安全確保を図るため、歩道や自転車道の整備などの推進とともに、交通安全施設 の整備に努めます。

3) 快適な都市環境・生活環境づくり

施策の方向⑥:適正な下水環境の整備

〇市街地における公共下水道整備区域の整備

・公共下水道は、銚子市汚水適正処理構想に基づき、市街化の動向に配慮して引き続き効率的な 整備と施設の改築更新を進めます。

○集落地等での合併処理浄化槽の整備

・公共下水道計画区域以外の集落地等は、合併処理浄化槽の普及を推進します。

施策の方向⑦:上水道・ごみ処理施設の整備

〇上水道

・ 老朽化した配水管等の更新や浄水場などの水道施設の適正な施設更新により、安全で安定した 良質な水の供給に努めます。

〇ごみ処理

・老朽化した施設の更新等に対応するため、環境負荷軽減等を図りながら、新たに東総地区(銚子市・旭市・匝瑳市)での広域的なごみ処理施設の適正配置に努めます。

4) 環境にやさしいまちづくり

施策の方向⑧:環境負荷の少ないまちづくり

○再生可能エネルギーの導入・利用促進

・風力や太陽光、潮力・波力、バイオマス等の再生可能エネルギーを利用した発電を促進し、環境負荷の少ないまちづくりを進めます。



〇健全な水循環システムの保全

・健全な水循環システムの保全や水質の改善に向けて、緑 地や農地などの保全による水の涵養機能の向上に努めるとともに、下水環境の整備を推進しま す。

○環境基本計画に基づく環境対策の推進

・環境負荷の少ない地球環境のやさしいまちづくりを目指すため、不法投棄の監視、廃棄物の適 正な処理などに取り組むとともに、環境基本計画に基づく環境対策を引き続き推進します。

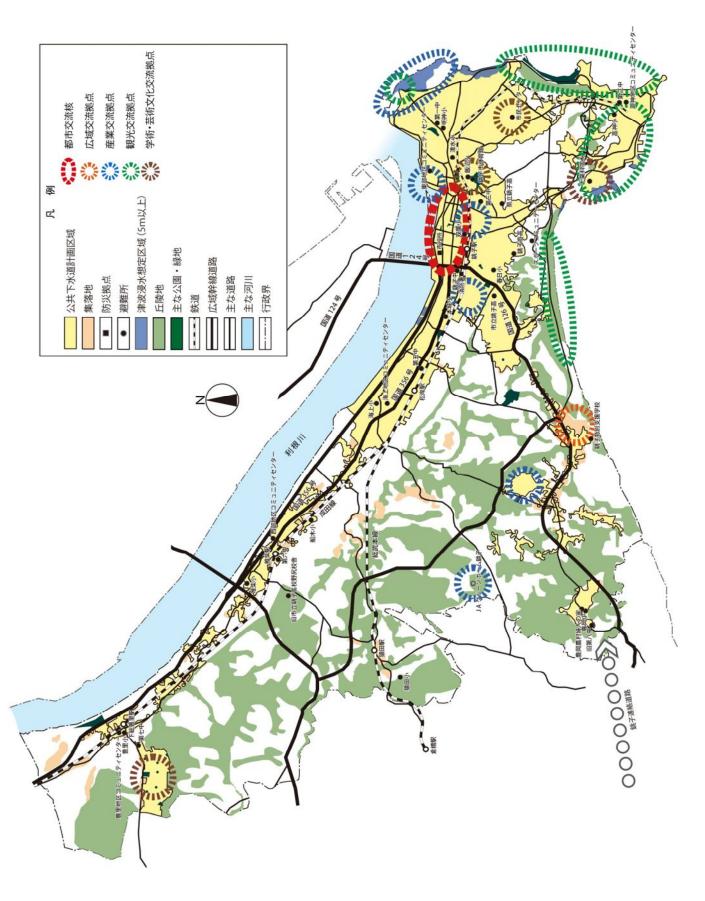


図 都市環境施策方針

4 自然・歴史環境

(1) 基本方針

本市は、犬吠埼や屏風ケ浦に代表される変化にとんだ海岸線、利根川流域の水辺と緑地、丘陵地や斜面緑地など、風光明媚で豊かな自然環境・地質遺産を有し、水郷筑波国定公園、県立九十九里自然公園に指定されています。

これら自然環境は、水源の涵養や生態系の保全地としてだけでなく、市民、来訪者の憩いの場や観光資源となっています。

また、猿田神社、渡海神社、川口神社といった自然林を有する神社や歴史ある飯沼観音などは、郷土への愛着や親しみを感じる地域資源、原風景として機能しています。

このように、本市の特性である豊かな自然環境と歴史資産を保全し、次の世代に引き継ぎ、市民と協働し、自然や歴史と共生したまちづくりを目指します。

具体的には、次のような、自然・歴史環境における「基本方針」、「施策の方針」を設定し、各施策を推進します。

■基本方針

自然や歴史と共生した美しく愛着のもてるふるさとづくり

〔施策の方針〕

- ① 良好な自然環境・資源の保全と活用
- ② 地域の特性を活かした歴史資産の保全と継承

(2) 施策の方針

1) 良好な自然環境・資源の保全と活用

施策の方向①: 銚子らしい原風景である沿岸地域、河川地域の自然環境(眺望空間)の保 全・継承と活用

〇水郷筑波国定公園内の自然環境の保全・継承と活用

・犬吠埼をはじめとする海岸線や屏風ケ浦の海食崖などの 豊かな自然、景勝地等として指定される水郷筑波国定公 園は、保全・継承を図るとともに、観光資源として活用 を図ります。

〇利根川河川区域の親水空間の整備・保全

・利根川河川区域は、親水施設の整備を促進するとともに、 利根川流域の緑地、水辺環境の保全を図ります。



施策の方向②:緑地・河川などの自然環境等の保全・活用

○緑地・河川等の自然環境の維持

- ・清水川、高田川、三宅川等の主要河川や七つ池といった 農業用ため池は、身近に自然を感じられる水辺空間として、下水環境の整備による水質の改善などを進め、散策 や憩いの場としての活用を図ります。
- ・丘陵地に広がる緑地とそれを縁取る斜面緑地は、温室効果ガスの吸収や水の涵養、生態系を保全するとともに、 自然探索の場として活用を図ります。



施策の方向③:水と緑のネットワーク

○水と緑のネットワーク

・水辺への散策路として利根川沿いや太平等の海岸沿いに自転車道を整備し、自然緑地内を巡る 水辺と緑地のネットワークの形成を促進します。

施策の方向④:ジオパーク

○地質遺産の活用

・犬吠埼や屏風ケ浦などの中生代ジュラ紀から形成された 地層を代表する地質遺産は、浅海堆積物など教育資産の 学習の場としての活用を図るとともに、「銚子ジオパー ク」としての魅力を発信し、観光資源として地域の活性 化に努めます。



2) 地域の特性を活かした歴史資産の保全と継承

施策の方向⑤:市民が誇れる歴史資産の保全と活用

〇歴史資産や文化財

・猿田神社、渡海神社、川口神社などの 自然林を有する神社や歴史ある飯沼 観音などの歴史資産や文化財は、銚子 市のなりたちや営みを残し、ふるさと の歴史にふれあえる資産として保全 するとともに、まちなか観光などにお ける資産として活用を図ります。





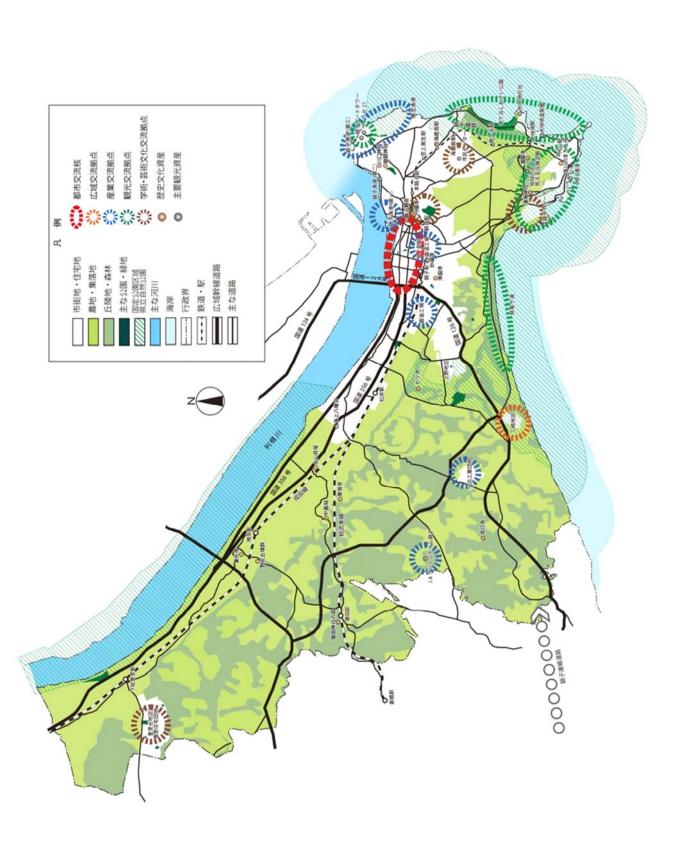


図 自然・歴史環境施策方針

5 中心市街地活性化・都市景観形成

(1) 基本方針

本市の都市交流核(中心市街地)は、漁業や醤油醸造業、水運の拠点として商業機能が集積された地区であり、また、戦後に行われた銚子都市計画復興土地区画整理事業により、都市基盤の整備が進んだ地区です。

本地区は、銚子駅前通りシンボルロード事業や本通りマイロード事業及び銚子銀座通りココロード事業などで都市基盤整備を進めてきましたが、近年における社会経済環境の変化の中で、経済活動の中心が遷移し、衰退・空洞化が進んでいます。

このため、本地区は、本市のまちの顔として、また、商業業務の中心的役割を担う地区として、 来訪者を地区内へ誘導し、交流人口の拡大を図ることで、賑わいや活力を再生することが必要となっています。

また、中心市街地にふさわしいシンボル的な景観や日常生活圏の良好な市街地景観の形成を促進し、地域のさらなる魅力の創出と市街地活動の活性化が求められています。

こうした状況を踏まえ、今後の中心市街地では、都市機能の集積や既存の都市施設を有効に活用 し、商業の活性化や観光機能の強化等を図ることで、都市交流核としての賑わいや活力を創出しま す。また、市民と協働による景観意識の醸成により良好な都市景観の形成を図ります。

具体的には、次のような、中心市街地活性化・都市景観形成における「基本方針」、「施策の方針」 を設定し、各施策を推進します。

■基本方針

活力あるまちづくりを牽引する都市交流核(中心市街地)づくりと 個性を活かした景観づくり

〔施策の方針〕

- ① 都市交流核(中心市街地)にふさわしい都市環境づくり
- ② 地域の特性を活かした都市景観づくり

(2) 施策の方針

1)都市交流核(中心市街地)にふさわしい都市環境づくり

施策の方向①:中心市街地の都市機能の強化

〇中心市街地の都市機能のさらなる集積による魅力の向上

- ・都市交流核(中心市街地)は、商業・業務、行政・文化、 医療などの機能集積と都市基盤を有効に活用し、市民や 商業者などとの連携による地域ニーズに応じた商業、観 光機能の強化と市民生活サービス機能の充実を図り、市 民・来訪者の多様な交流と賑わいの創出に努めます。
- ・市役所をはじめとする公共公益施設が集積する特性を活 かし、行政サービス機能や災害時の救援・救護活動の拠 点機能の充実を図ります。



〇市街地の有効活用による商業の活性化

- ・銚子漁港第一卸売市場から銀座通り周辺の商店街は、既 存の商業施設、道路・公園、水辺空間を有効に活用した 継続的な商業の活性化を進めます。
- ・商店街情報、イベント情報の充実や空き店舗の地域ニー ズに応じたコミュニティ施設としての活用など、市民と の協働により、まちの賑わいや魅力の創出を図ります。



○高齢者等の生活を支えるサービス施設整備や機能 更新の誘導

- ・高齢者の生活支援(高齢者支援ビジネス・介護福祉系サービス)や託児・子育て支援による女 性が働きやすい環境づくりなどの施設整備や機能更新を誘導し、まちなかに居住する高齢者等 が快適に暮らせる環境づくりに努めます。
- ・これら機能に居住空間をあわせて誘導し、高齢者等が安心して暮らし続けることができる住ま いの確保に努めます。

施策の方向②:都市交流核にふさわしい市街地景観づくり

○シンボル的な風格のある景観の形成

・銚子駅前通りは、本市の玄関口として代表されるシン ボル的な都市空間であり、建築物の意匠や形態の検討、 色彩の統一化とともに街路樹の維持保全に努め、広幅 員歩道や街路灯などの統一された道路空間と調和した まちなみづくりを図ります。



銚子駅前広場

・地域の特性を活かした景観を形成するため、電線の地中化の推進とともに、屋外広告物の設置 基準の検討などを進め、より歩くことが楽しく、にぎわいを創出する沿道景観の誘導に努めま す。

〇水辺環境の形成

- ・利根川河岸は、銚子大橋や銚子漁港の雄大な河口景観が 眺望でき、市民が憩える場所として、水を身近に感じる 景観の創出に努めます。
- ・河岸公園周辺は、市民の憩いの場としてだけでなく、銚子駅と第一卸売市場を結ぶ、観光客の市内回遊路の連絡地として活用し、利根川・漁港と調和した景観の形成を図ります。



2) 地域の特性を活かした景観づくり

施策の方向③:観光交流に活かす景観形成

〇観光資源の魅力ある景観づくり

・大吠埼や屏風ケ浦、銚子電気鉄道など観光資源の魅力の向上を図るため、自然環境・観光資源 の保全とともに、来訪者が観たい景色を心地よく観る事が出来るよう、視点の確保など観る場 所の環境整備にも努め、景観を通じた観光交流人口の拡大につなげます。

施策の方向④: 日常生活圏における身近な景観づくり

○統一感あるまちなみの形成

・住宅地は、統一感ある街区として質の高いまちなみを形成するため、地区計画や建築協定等のまちづくりルールにより、壁面の色彩や建物高さの統一等の適切な誘導を図ります。



○寺社等の地域の景観資産の保全

・歴史ある飯沼観音や外川のまちなみは、歴史資産としてだけでなく、銚子の懐かしい景観を表 す景観資産として保全を図ります。

施策の方向⑤:景観への意識の醸成と景観形成のルールづくり

○景観条例や景観法に基づく景観計画の策定

・地域の良好な景観形成に向けて、景観条例や景観法に基づく景観計画の策定をしていきます。

〇市民と協働による緑化や景観形成のルールづくり(協定等)

・緑の基本計画の策定や景観法等を活用した協定などのルールづくりを進め、市民等との協働に

よる緑化や景観形成を推進します。

○緑化や美化などの支援と景観への意識の醸成

・市民団体等による緑化や美化への取組みを支援・育成するとともに、景観資産の活用を通じ、 景観に対する意識の醸成や啓発に努めます。